

瑞穂市「障がい者」等と表記する取扱いに関する要領

平成20年6月1日

福祉部福祉生活課

第1 ひらがな表記の目的

障害者及び障害者に関することについて、「障がい者」「障がい」等の表記を用いることにより、人権尊重の観点から「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるとともに、市行政のこうした取組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりの実現を図る。

第2 ひらがな表記の方法等

(1) 表記の方法

市が新たに作成する公文書等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、次のとおり表記する。

- ・「障害者」→「障がい者」「障がいのある人（方）」
- ・「障害」→「障がい」

(2) ひらがな適用を除外する表記

次の用語等を用いる場合、条例・規則・要綱等は、「障害者」「障害」の表記を用いる。

適用を除外する表記	具体的な例示
①国が定める法律、政令、省令、告示等及び県・市が定める条例、規則、要綱等に規定されている用語、名称等	【法令等の名称】 身体障害者福祉法、障害者自立支援法施行令、全国障害者スポーツ大会開催規程、知的障害者福祉法施行規則
	【法令等で定められた用語】 身体障害者手帳、身体障害者相談員、障害者支援施設、特別障害者手当
	【法令等で定められた組織・施設名】 障害福祉係、身体障害者更生相談所、岐阜県聴覚障害者情報センター
	【法令等で定められた制度（事業）名】 障害者福祉年金助成事業、在宅知的障害者交通費助成事業
②団体、機関等の固有名称	瑞穂市身体障害者福祉協会、瑞穂市障害福祉計画策定委員会
③人や人の状態を表さないもの	障害物、交通上の障害
④医学用語等の専門用語	肝臓機能障害、じん臓機能障害
⑤予算科目名（細節・付記・事業名を含む）	障害者福祉費、身体障害者等自動車改造費給付費、身体障害者日常生活用具費用助成事業

第3 ひらがな表記の対象文書

- (1) 平成20年6月1日以降に、瑞穂市が新たに作成・発行する公文書等（通知・案内文書、広報紙、チラシ、パンフレット、啓発資料、ホームページ等）をひらがな表記の対象とする。
- (2) 既存の計画書等については、改定にあわせてひらがな表記に変更する。

第4 主管部課

この要領は、福祉部福祉生活課において主管する。